

空き家の片づけを行った方へ・・・

# 空き家等家財道具処分補助金

空き家情報バンク利用促進を図るため、また空き家の流通をスムーズに行うため、町内事業者を利用した、空き家等の片づけに対し、経費の一部を補助します。



対象者	空き家情報バンクを利用した方 ① 空き家情報バンクに登録した所有者 ② 空き家情報バンクの物件を購入した方 ③ 空き家情報バンクの物件を借りた方	
	対象経費 ・町内に事業所を置く一般廃棄物処理業者 ・町内に事業所を置く産業廃棄物処理業者 のいずれかを利用した際の経費 (空き家の家財道具等処分及び運搬に係る経費)	
補助金額	補助率	1/2 (1,000円未満切り捨て)
	限度額	20万円
必要書類	・納税証明書 ・支払額を証明するもの(領収書や振込み明細書) ・家財道具等処分前後の様子が比較できる写真 ・賃借人の申請の場合は所有者の同意書	
一般廃棄物処理業者	株式会社クリーンウェスト 【電話：0266-28-7328】	
	天竜商事有限会社 【電話：0266-28-1522】	
	株式会社津村商事 【電話：0266-27-6208】	
	株式会社六協 【電話：0266-28-6000】	
産業廃棄物処理業者	一覧はQRコードからご確認ください。 (長野県HPに飛びます)	
備考	・この補助金利用後、空き家情報バンク登録から2年以内に成約以外で登録を取り消された場合は補助金を返還いただきます。 ・国及び県等で同様の補助金を利用している場合は対象外です。 ・空き家情報バンク登録につき1回の利用ができます。 ・事業完了日から <b>60日以内</b> に申請してください。	